

「登米市景観計画（案）」に対する意見募集

市では、将来の景観のあり方について、「登米市景観計画（案）」をまとめました。市民皆さんの意見を取り入れながら策定を進めていくため、意見を募集します。

【公表する資料】 登米市景観計画（案）

【関係資料の公表場所】 市ホームページのほか、次の場所でご覧いただけます。

- ◇建設部都市計画課（市役所中田庁舎2階）
- ◇各総合支所地域生活課

【意見などの提出方法】 郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出できます。なお、様式は自由で住所・氏名・電話番号を必ず記入し、提出してください。

【期間】 2月22日（月）～3月23日（火）

【その他】 ▶意見は、計画の作成に向けて参考にさせていただきます。

▶個人が特定されない形で、意見の要旨などを公表する場合があります。

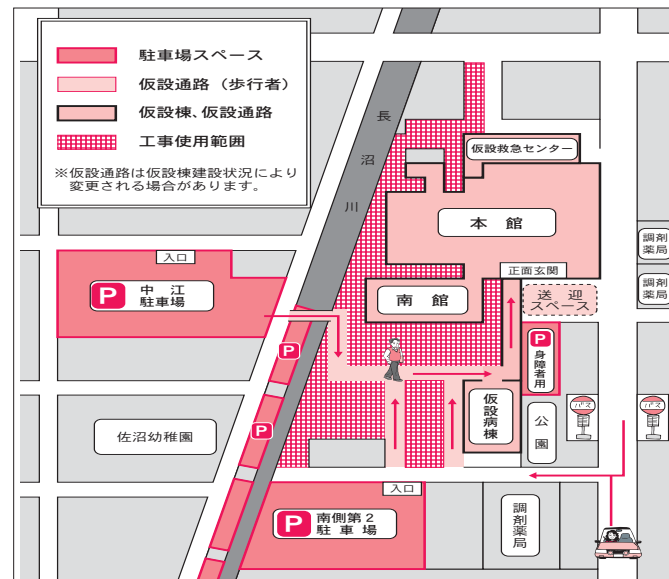
▶皆さんからいただいた意見に対し、個々に回答はしません。

【問い合わせ先】 建設部都市計画課 都市計画係
〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18番地
☎ 0220 (34) 2446
FAX 0220 (34) 3448
✉ tosikeikaku@city.tome.miyagi.jp

市立佐沼病院耐震工事のお知らせ

佐沼病院では、南館の耐震補強工事を行っています。工事期間中（2月10日～平成23年3月）は安全確保のため、駐車場から病院玄関までは、歩行者用仮設通路を利用してください。

大変不便をお掛けしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。



【問い合わせ】 市立佐沼病院 総務課 ☎ 0220 (22) 5511

3月1日～7日は子ども予防接種週間です

受け忘れていた予防接種はありませんか。母子健康手帳を確認し、まだ接種していない予防接種がある場合は、早めに受けましょう。



■定期予防接種

予防接種の種類	対象者	接種回数	備考
ポリオ	生後3カ月～90カ月未満	2回	間隔：41日以上
B C G	生後6カ月未満	1回	
ジフテリア・百日せき・破傷風（2期＝ジフテリア・破傷風）	1期初回	3回	間隔：20日から56日まで
	1期追加	1回	間隔：1期初回（3回）終了後、6カ月以上おく
麻しん・風しん	2期	1回	
	1期	1回	生後12カ月～24カ月未満
	2期	1回	小学校就学前の1年間（平成15年4月2日～16年4月1日生まれ）
	3期	1回	中学校1年生に相当する年齢の人（平成8年4月2日～9年4月1日生まれ）
日本脳炎	4期	1回	高校3年生に相当する年齢の人（平成3年4月2日～4年4月1日生まれ）
	1期初回	2回	間隔：6日から28日まで
	1期追加	1回	間隔：1期初回終了後、おおむね1年おく
	2期	1回	9歳以上13歳未満

【注意】 ▶2期・3期・4期の対象者は、接種期間が平成22年3月31日までとなっています。接種期間を過ぎると任意接種となり、有料となりますので、ご注意ください。

※日本脳炎予防接種については、現在、積極的な勧奨を差し控えています。特に接種を希望する場合は、定期接種として受けることができます。

【問い合わせ】 市民生活部健康推進課 健康推進係 ☎ 0220(58)2116 または各総合支所市民福祉課 健康づくり係

下水道使用料改定のお知らせ

市では下水道事業の経営を健全にするため、4月から下水道使用料の改定を決定しました。これは、平成17年の合併以降初めてのことにあります。

新使用料の適用時期は？

4月の検針日以降の使用水量（5月分として請求される使用料）から改定後の単価が適用になります。

使用料はどう変わる？

改定率は平均約27%、一般的な家庭で標準的に使用されている水量20m³で、1カ月645円の増額になります。

利用者負担の原則

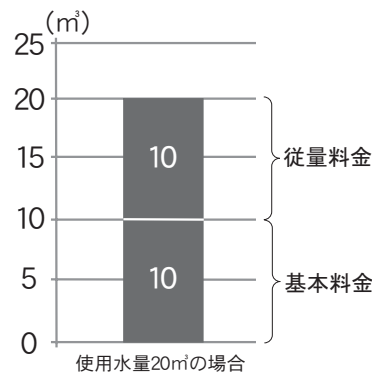
下水道の維持管理経費は、原則として利用者の皆さんが負担することになっていますが、現在の使用料単価では、維持管理経費すべてを賄いきれないため、一般会計から多額の繰入金（税金）が必要となり、その負担は年々増大しています。

厳しい財政状況

これまでも人件費の縮減や事業の見直しなど経費節減に努めてきましたが、維持管理経費や下水道整備に伴う借入金返済は年々増加しており、厳しい財政状況におかれています。現状のままでは一般会計からの繰り入れは市の財政にも大きな負担となります。そのため、福祉や教育などの市民サービス全般への影響を少なくするために、税金（市民全体での負担）からの負担を軽減することが必要になります。また、景気の厳しいこの時期に改定せず、景気の回復を待って行った方がよいのではないかとという意見もあります。下水道を利用する人と利用しない人の負担の公平性を確保するためにも、改定する

区分	排出汚水量	改定後	改定前	増額
基本料金	10m ³ 以下	1,500円	1,155円	345円
従量料金（1m ³ につき）	11m ³ ～20m ³	150円	120円	30円
	21m ³ ～50m ³	160円	126円	34円
	51m ³ ～200m ³	165円	136円	29円
	201m ³ ～	170円	147円	23円

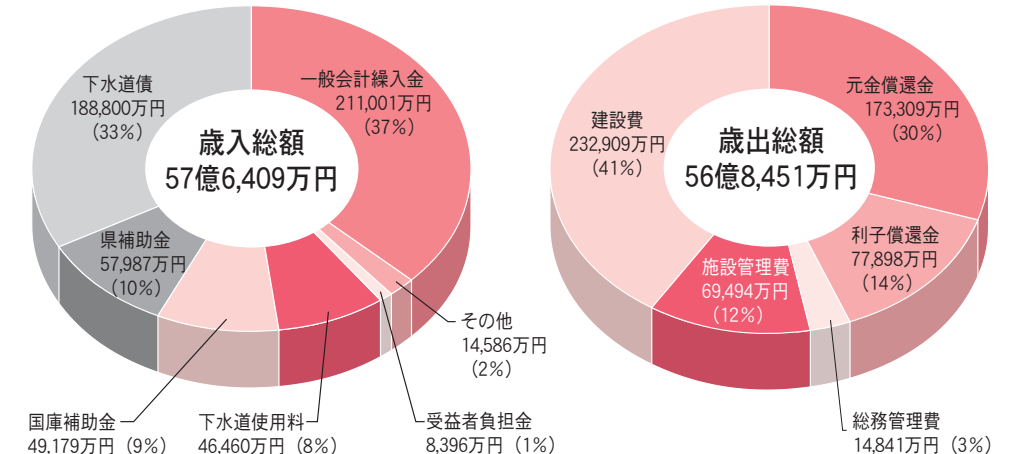
※公共下水道・農業集落排水・浄化槽ともすべて同料金です。



◆1カ月20m³使用したときの計算例

【改定前】 2,355円
基本料金（10m³）1,155円
従量料金（11m³～20m³）120円/m³×10m³=1,200円
【改定後】 3,000円
基本料金（10m³）1,500円
従量料金（11m³～20m³）150円/m³×10m³=1,500円

【平成20年度下水道事業特別会計決算状況】



平成20年度の下水道事業特別会計決算の歳入は、総額57億6,409万円で、一般会計繰入金が21億1,001万円（37%）、次いで下水道債が18億8,800万円（33%）となっており、下水道使用料は、4億6,460万円（8%）でした。歳出は、総額56億8,451万円で、元金償還金が25億1,207万円（44%）、次いで建設費が23億2,909万円（41%）、施設管理費は6億9,494万円（12%）でした。下水道使用料の維持管理経費に対する充当割合は、約75%となっていますが、今回の改定により平成22年度の時点で約82%となります。

【問い合わせ】 建設部 下水道課 事業管理係 ☎ 0220(34)2359